



ひと、くらし、みらいのために
熊野労働基準監督署

くまの労基

第342号 令和8年11月1日 発行



過去のバックナンバーはこちらから！（1年分掲載しています）→
または、「熊野労働基準監督署からのお知らせ」で検索してください。

【1】11月は「**過労死等**防止啓発月間」です

過労死等は、長時間労働や強い心理的負荷による精神障害などが原因となって発生し、本人だけでなくご家族や職場にも大きな影響を及ぼします。

国では毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等を防止するための取組を推進しています。

令和8年版過労死等防止対策白書では、長時間労働対策に加え、メンタルヘルス対策やハラスメント防止対策の重要性が示されています。また、労働者の心身の健康を守るためには、労働時間の適正な把握や年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の導入など、働きやすい職場環境づくりが重要とされています。

事業主の皆さまにおかれましては、この機会に自社の労働時間管理の状況や安全衛生管理体制を見直し、過重労働の防止や健康確保対策の充実に取り組みましょう。

事業場で取り組みたい事項

- ✓ **時間外労働の削減**
→長時間労働の見直しで、働く人の健康を守りましょう！
- ✓ **年次有給休暇の取得促進**
→計画的付与制度を活用し、心身のリフレッシュを図りましょう！
- ✓ **勤務間インターバル制度の活用**
- ✓ **メンタルヘルス対策の推進**
→メンタルヘルス不調の予防と早期対応に取り組みましょう！
- ✓ **ハラスメントのない職場づくり**
→ハラスメントを防止し、安心して働ける職場を目指しましょう！

勤務間インターバル制度をご存じですか？

勤務間インターバル制度とは、勤務終了後、次の勤務開始まで一定時間以上の休息時間を確保する制度です。

十分な休息時間の確保は、労働者の疲労回復や健康確保につながりますので、制度の導入をご検討ください。

【2】メンタルヘルス対策を進めましょう

～働く人の心の健康を守ることが、職場の活力につながります～

なぜメンタルヘルス対策が必要なのか

職場におけるメンタルヘルス不調は、労働者の休職や離職だけでなく、生産性の低下や人材不足の要因にもつながります。

また、長時間労働や職場の人間関係に起因する精神障害は、過労死等にもつながるおそれがあります。

事業主には、労働者が心身ともに健康に働くことができる職場環境を整備することが求められていますので、この機会に職場のメンタルヘルス対策を見直してみましょう。

ストレスチェック制度

現在 常時50人以上の労働者を雇用する事業場

令和10年4月1日からすべての事業場に義務化

※実施することではなく、職場環境の改善につなげることが重要です

- ・ 高ストレス者への適切な対応（医師による面接指導の実施など）
- ・ 集団分析を職場改善に活用（職場課題を把握し改善へつなげる）
- ・ 相談しやすい職場環境づくり（相談窓口や面談機会の周知・整備）

「こころの耳」を活用していますか

こころの耳では、労働者・事業者を問わず、メンタルヘルス対策に係る各種情報を無料で提供しています。ストレスチェック制度への対応、職場復帰支援、社内研修、職場環境改善などに役立つコンテンツなどが掲載されていますので、ぜひご活用ください。

活用できる主なコンテンツ

✓ ストレスチェック制度関係

制度概要や集団分析、職場環境改善に関する資料を掲載しています。

✓ メンタルヘルス研修資料

セルフケアやラインケアに関する動画や研修教材を利用できます。

✓ 職場環境改善ツール

チェックリストや改善手引きを活用し、職場の課題把握と改善につなげることができます。

✓ 職場復帰支援

休職者の職場復帰に関する手引きや支援資料を利用できます。

【3】ハラスメント対策は事業主の義務です

職場におけるハラスメントは、労働者の人格や尊厳を傷つけるだけでなく、職場環境の悪化や人材流出、生産性低下の原因となります。

令和8年10月から対策が義務化されました

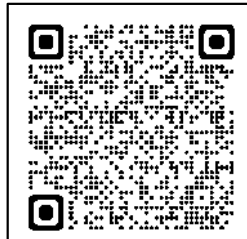
○カスタマーハラスメント対策

○求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策

いずれも、以下のような対応が必要

- ・事業主による方針の表明
- ・相談体制の整備
- ・事後の迅速かつ適切な対応

具体的な取り組みについては右のQRコードから→



明るい職場応援団をご活用ください

あかるい職場応援団では、①事業主向けマニュアル、②社内研修資料、③規程例・様式例、④動画教材、⑤他社事例などの、ハラスメント対策に活用できる資料を無料で提供しています。

ハラスメント対策は、問題発生後の対応だけでなく、未然防止の取組が重要です。

方針の周知、相談窓口の設置、管理職への教育に取り組みましょう。

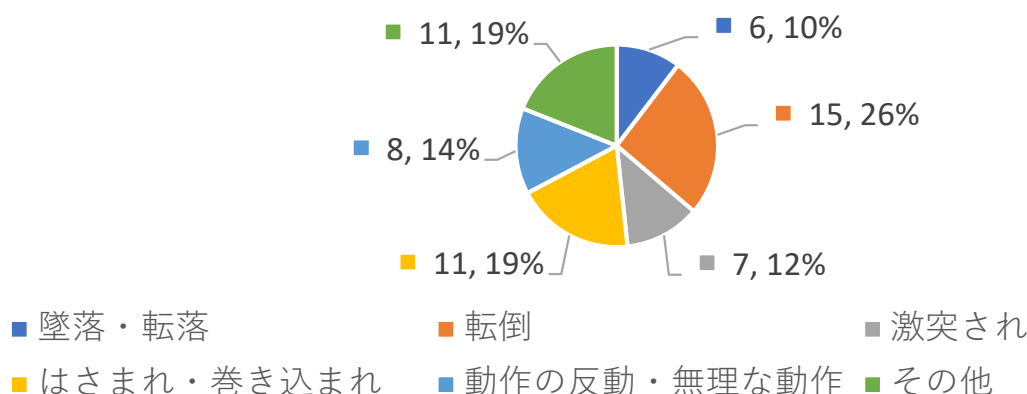
【4】熊野労働基準監督署管内の労働災害状況（令和8年9月末時点）

令和8年9月末現在の労働災害は58件となり、前年同期の65件と比べて**7件（10.8%）減少**しました。事故の型別では、墜落・転落災害が7件、切れ・こすれ災害が8件減少するなど、一定の改善がみられます。

一方で、**転倒災害は15件と依然として最も多く発生**しているほか、**はさまれ・巻き込まれ災害は前年同期と比べて6件増加**しています。

転倒災害防止のため、通路や作業場所の整理整頓、段差や滑りやすい箇所の点検を行うとともに、機械設備の清掃、点検等を行う際は運転停止を徹底し、はさまれ・巻き込まれ災害防止に取り組みましょう。

事故の型別（令和8年9月末現在）



令和8年 熊野労働基準監督署管内 労働災害発生状況

令和8年9月末現在

業 種		前年同期 (令和7年9月末)		令和8年9月末		増 減			
		死亡	死傷	死亡	死傷	死亡		死傷	
						数(人)	率(%)	数(人)	率(%)
合 計			65		58			-7人	-10.8%
製 造 業	食 料 品		4		7			+3人	+75.0%
	繊維工業・繊維製品								
	木材・木製品		3		1			-2人	-66.7%
	家具・装備品		1					-1人	-100.0%
	化学工業				3			+3人	
	窯業土石								
	鉄鋼業・非鉄金属		1					-1人	-100.0%
	金属製品								
	一般機械器具								
	電気機械器具								
	造船業		1					-1人	-100.0%
	輸送機械等								
	電気・ガス・水道業								
	自動車整備業・機械修理業								
	上記以外の製造業		2					-2人	-100.0%
小 計			12		11			-1人	-8.3%
鉱 業	採 石 業		1					-1人	-100.0%
	上記以外の鉱業								
	小 計		1					-1人	-100.0%
建 設 業	土 木 工 事		3		2			-1人	-33.3%
	木造家屋建築工事		2					-2人	-100.0%
	上記以外の建築工事		2		1			-1人	-50.0%
	その他の建設業		3		3			±0人	±0.0%
	小 計		10		6			-4人	-40.0%
運 輸 業	道路貨物運送業		3		4			+1人	+33.3%
	上記以外の運輸交通業				1			+1人	
	陸上貨物取扱業								
	港湾運送業								
	小 計		3		5			+2人	+66.7%
第 一 次 産 業	農 業 ・ 畜 産 業		5		3			-2人	-40.0%
	林 業		7		5			-2人	-28.6%
	水 産 業		3		8			+5人	+166.7%
	小 計		15		16			+1人	+6.7%
第 三 次 産 業	商 小 売 業		1		6			+5人	+500.0%
	新聞販売業				2			+2人	
	上記以外の商業		3					-3人	-100.0%
	通 信 業		2		1			-1人	-50.0%
	保健衛生業		6		5			-1人	-16.7%
	その他の保健衛生業		5		3			-2人	-40.0%
	接客娯楽業		1		1			±0人	±0.0%
	ゴルフ場								
	上記以外接客娯楽業		3		1			-2人	-66.7%
	清掃業				2			+2人	
	産業廃棄物処理業								
	上記以外の清掃業								
	警 備 業								
	上記以外の事業		3		1			-2人	-66.7%
小 計			24		20			-4人	-16.7%

※死亡災害報告、労働者死傷病報告による(前年同月速報値比較)。